土地改良区 広報 第10号 道前。巴斯尼法以

<発行> 道前平野土地改良区 〒791-0508 愛媛県西条市丹原町池田 1718 番地 2

理 事 長 あ い さ つ

理事長 玉 井 敏 久

組合員の皆様並びに関係者の方々には、日頃から当道前平野土地改良区の運営 に格段のご理解、ご協力を頂いておりますこと、心より厚くお礼申し上げます。

本年はかんがい期当初から少雨傾向にあり、夏季においても干天が続き、中山 川自流水等が減少し、平成6年の大渇水を思わせるような状況が続きました。面 河ダムからの用水供給にも限度量があり、用水不足や地下水の低下が懸念されま したが、面河ダム用水・志河川ダム用水等を有効活用し安定供給に努めた結果、 用水不足に陥ることなくかんがい期を終えることができました。



さて、土地改良区は、農業生産の基盤となる土地改良施設を維持管理し、将来に渡り良好な営農環 境を維持する役割を担っております。しかしながら、昨年の広報誌でもお知らをさせていただいてお りますとおり、管理施設については老朽化やそれに伴う機能低下が進行しているのが現状であり、さ らに南海トラフ巨大地震の発生予測等を合わせて考えますと、用水の安定供給のみならず、地域の安 全への影響も懸念されるところであります。このことから、管理施設の老朽化対策に併せ、耐震化対 策を含めた国営施設整備の更新事業である「国営道前道後用水土地改良事業(農業用用排水)」が令和 5年7月に計画確定し、事業着工される運びになっており、現在着工に向け法手続きの作業が進めら れておりますことをご報告申し上げます。また、県営施設であります釜之口幹線水路については、老 朽化に伴う漏水や施設の損傷が著しいことから、平成 22 年度より県営かんがい排水事業により、順 次、改修がなされ平成 30 年度に事業費 4 億 2900 万円で工事が完了しました。上流部の釜之口上地 区(L=2,320m)については、平成 28 年度より着手し、令和 3 年度までに 513m の水路工事及び 230mの管理道工事、ゲート1箇所の工事を実施しております。

次に、当土地改良区の長年の懸案事項であります滞納賦課金の回収にあたっては、組合員間の平等 性の原則から臨戸徴収等により自主納付を促し未収金解消に努めております。昨年度において滞納処 分を実施し、その処分に至らなかった案件については、農地の利用状況等の調査を定期的に進めてお り、その状況に応じて適切かつ迅速に処理するよう取り組んでいきたいと考えております。また、土 地改良区及び土地改良事業等の周知を広報誌により行うとともに、納付忘れを防止するために口座振 替契約の推進を行い、さらには分割納入について相談ができる環境を整え、滞納賦課金の回収に努め てまいりたいと考えております。

現在、道前平野地区では「国営緊急農地再編整備事業」により農地の区画整理(圃場整備)が実施 されており、今後、担い手への面的な集積・集約化について、地域における各農業関係機関が推進し ていく時期を迎えていると思われます。この農地の区画整理事業は、道前道後用水を前提とした用水 計画を立てているところであり、また、農業構造や農業形態が徐々に変わりつつあることから、当土

地改良区としましても「国営道前道後用 水土地改良事業 (農業用用排水)」の早期 完了を重ねてお願いするなど、提案活動 も展開してまいりたいと考えております ので、今後とも、土地改良区の事業運営 に一層のご理解とご協力を賜りますよう お願い申し上げます。

Contents もくじ

 理事長あいさつ・もくじ	1
第 63回通常総代会開催・令和4年度予算	2
令和3年度財務状況の公表	3
事務局からのお知らせ 4~	[,] 5
土地改良区事業の施工状況	6
よくあるご質問	7
志河川ダム等の見学募集・お願い	8

第63回通常総代会を開催しました

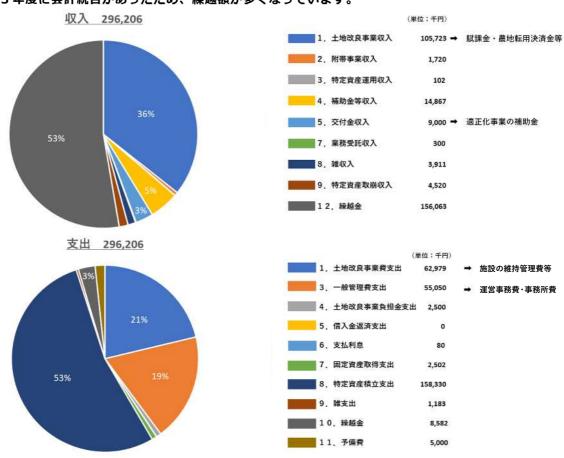
令和4年3月23日、政府の新型コロナウイルス感染症対策の基本方針や、イベント等に関する西条市の方針を踏まえて、当土地改良区会議室において第63回通常総代会を開催しました。土地改良法の書面議決制度を活用し、書面議決行使者75名、出席総代4名(現員数100名)の出席のもと、議長に第12選挙区の「青野直彦」氏を選出し、下記の提出議案20件を審議した結果、全議案ともに原案どおり可決承認されました。

- (1) 令和2年度 道前平野土地改良区 一般会計・特別会計収支決算の承認について
- (2) 令和3年度 道前平野土地改良区 一般会計収支補正予算(第1回)の理事会専決処分の承認について
- (3) 令和4年度 土地改良事業の施工計画の承認について
- (4) 国営土地改良事業「道前道後用水地区」の着工要求について
- (5) 道前平野土地改良区 土地改良事業維持管理計画の一部変更について
- (6) 道前平野土地改良区 定款の一部変更について
- (7) 道前平野土地改良区 定款附属書総代選挙規程の一部変更について
- (8) 道前平野土地改良区 規約の一部改正について
- (9) 道前平野土地改良区 定款附属書役員選任規程の一部変更について
- (10) 道前平野土地改良区 会計細則の全部改正について
- (11) 道前平野土地改良区 会計科目を定める規程の制定について
- (12) 道前平野土地改良区 小水力発電特別会計剰余金処理に関する規程の制定について
- (13) 道前平野土地改良区 転用決済金管理運用規程の制定について
- (14) 道前平野土地改良区 施設維持管理積立金規程の制定について
- (15) 道前平野土地改良区 監査細則の一部改正について
- (16) 令和4年度 道前平野土地改良区 一般会計・特別会計収支予算の議決について
- (17) 令和4年度 道前平野土地改良区 賦課金の賦課及び徴収の方法等について
- (18) 令和4年度 道前平野土地改良区 金銭預入先について
- (19) 令和4年度 道前平野土地改良区 経費一時借入について
- (20) 道前平野土地改良区 役員(理事)補欠選任について



令 和 4 年 度 予 算

令和4年度予算は下記のとおりです。賦課単価は、前年と同額となっております。 なお、令和3年度に会計統合があったため、繰越額が多くなっています。



令 和 3 年 度 財 務 状 況 の 公 表

道前平野土地改良区規約第50条及び会計細則第63条の規定により、令和3年度の財務状況(令和4年5月31日現在)を、下記のとおり公表します。なお、構成比については小数点以下第一位までの記載となっております。

①一般会計決算

(単位:円)

	収入の部			
	科目	決算額	構成比(%)	
1	土地改良事業収入	104, 760, 020	31. 3	
2	附带事業収入	1,722,410	0. 5	
3	特定資産運用収入	0	0.0	
4	補助金等収入	19, 285, 000	5.8	
5	交付金収入	24, 255, 000	7. 3	
6	寄付金収入	0	0.0	
7	業務受託収入	300,000	0. 1	
8	雑収入	5, 299, 979	1. 6	
9	特定資産取崩収入	0	0.0	
10	固定資産売却収入	0	0.0	
11	他会計繰入金	0	0.0	
12	前年度繰越金	178, 653, 095	53. 4	
	収入合計	334, 275, 504	100.0	

支出の部			
科目		決算額	構成比(%)
1	土地改良事業費支出	104, 474, 892	31.3
2	附帯事業費支出	0	0.0
3	一般管理費支出	39, 525, 885	11.8
4	土地改良事業負担金支出	16, 871, 976	5.0
5	借入金返済支出	0	0.0
6	支払利息	0	0.0
7	固定資産取得支出	0	0.0
8	特定資産積立支出	0	0.0
9	雑支出	463, 368	0.1
10	予備費	0	0.0
11	次年度繰越金	172, 939, 383	51.7
			0.0
	支出合計	334, 275, 504	100.0

②特別会計決算(小水力発電会計)

(単位:円)

収入の部			
	科目	決算額	構成比(%)
1	発電事業収入	7,827,031	62. 4
2	特定資産運用収入	110	0.0
3	補助金等収入	0	0.0
4	寄付金収入	0	0.0
5	雑収入	60	0.0
6	特定資産取崩収入	0	0.0
7	他会計繰入金	0	0.0
8	繰越金	4,715,000	37. 6
	収入合計	12, 542, 201	100.0
权人日时 12,542,201 100.0			

			(単位:円)	
	支出の部			
	科目	決算額	構成比(%)	
1	発電事業費	4, 061, 259	32.4	
2	一般管理費支出	213, 400	1.7	
3	支払利息	0	0.0	
4	固定資産取得支出	0	0.0	
5	特定資産積立支出	2, 850, 042	22.7	
6	雑支出	0	0.0	
7	国庫納付金支出	0	0.0	
8	予備費	0	0.0	
9	次年度繰越金	5, 417, 500	43.2	
	支出合計	12, 542, 201	100.0	

③財産目録(小水力発電会計除く)

(単位:円)

資産				
流動	資産	176, 285, 178	現金預金・当期未収賦課金等	
固	総額	27, 061, 400		
定資	基本財産	(14586111)	事務所敷地	
産	特定資産	(0)		
	その他固定資産	(12475289)	建物及び車両、未収賦課金等	
	合計	203, 346, 578		
	負債			
流動	負債	0		
固定負債		144, 873, 240	旧特別会計積立金	
	合計	144, 873, 240		

④地区面積·組合員数

地区面積	3971.6ha	組合員数	6,782人
------	----------	------	--------

 ⑤経常賦課額・徴収額
 (単位:円)

 賦課額
 101,831,227

 徴収額
 98,569,432

⑥特別賦課額·徵収額	(単位:円)
賦課額	0
徴収額	0

事務局からのお知らせ

新理事のお知らせ

第15被選任区の前理事退任により、定款附属書役員選任規定第12条に基づき、令和4年3月23日の総代会にて補欠選任を行い、武田喜義理事が選任されました。

口座振替の方へ

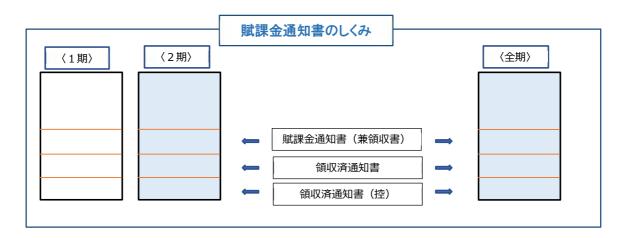
今までは、口座振替の方は、引き落とし後領収書を発行しお送りしていましたが、今後、6月にお送りする「口座振替通知」と通帳の記帳等に変えさせていただく予定となっております。(申し出があれば発行いたします。)

確定申告で領収書をご利用になっておられた方は、上記「口座振替通知」と通帳の内容で代用できるかどうか、税務署や市の税務課等へお問い合わせになっていただきますようお願い申し上げます。

賦課金通知書について

賦課金通知書(令書とも言います)は、金額と住所により、「1 期」と「2 期」に分かれている場合と、「全期」として分かれていない場合とがあり、全部で3種類あります。

1期は白色で納期限は原則 6 月 25 日、2 期または全期は水色で納期限は原則 11 月 25 日。



賦課金通知書(令書)は6月上旬に、令書番号ごとに、土地台帳の住所に郵送されます。 この時、1期と2期は同封して送りますが、田野中川構改分は別送になります。従って、 令書番号が複数ある方や、台帳に田野中川構改分農地とそれ以外の農地がある方は、2通 以上郵送されます。

賦課金を納めなかったらどうなるの?

未納賦課金は承継されます!

未払い賦課金のある農地を新たに所有された場合、土地改良法第42条第1項の規定(権利義務の承継)により、新所有者(新組合員)に支払い義務が発生します。

各種届出について

市役所や法務局、また道前平野土地改良区以外の土地改良区に届出をされても、道前平野土地改良区には連絡が来ません。そのため、道前平野土地改良区に届出をされないと、従前通り賦課金がかかり続けます。ご注意ください。(土地改良法第43条第1項)

農 地 の 相 続 ※相続人が複数の場合や決まっていない場合は、代表者でかまいません
経 営 移 譲 住 所 変 更
農 地 の 貴 借

このような場合は

組 合 員 資 格 得 喪 通 知
を 提 出 し て く だ さ い

農地に家や倉庫を建てる(農地を宅地等に転用する)

このような場合は



農地転用通知書地区除外申請書を提出してください



農地転用決済金 の納入が必要です (土地改良法第42条第2項) 公的機関などに、道路・水路・公共施設等として売ったり、寄付したりた場合

このような場合は



農地転用決済金の納入が必要です

(土地改良法第42条第2項)

※買収、寄付にかかわらず必要です

土地改良区事業の施工状況

当改良区の管理している揚水施設について、揚水機の耐用年数、施設の老朽化状況から順次計画を立てて更新・改修工事を行っています。

~令和3年度の更新・改修~

・土地改良施設維持管理適正化事業 2カ所(幸ノ木揚水施設、妙口開田揚水施設) 揚水施設等の更新・改修により、安定した用水の供給や管理の省力化が図られています。

T

幸ノ木揚水施設

・更新内容:深井戸水中ポンプ 200×45kw 1台 電気設備 1式







着工前

完成

妙口開田揚水施設

・更新内容:深井戸水中ポンプ 150×15kw 1台 電気設備 1式



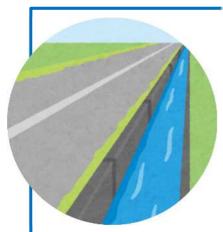




着工前

完成

水路の安全対策について



毎年のように用排水路での事故が発生しております。

特に、かんがい期間は、水路に近づくことが多い上に、台風や大雨が発生しやすく、事故が起きやすい条件がそろっています。

増水すると、ゴミや草・木などが詰まり、水路から水があふれる場合があり、さらに危険度は増します。

- ・水路やその近辺での作業時は十分に注意して行う
- ・増水した水路には近づかない
- ・水路が詰まる原因になるので、水路やその近辺にゴミを捨てないなど、基本的なことを守るようにしてください。

よ く あ る ご 質 問



道前平野土地改良区は何をしているところなの?

農業用水を配水管理し、水利施設の維持管理をしています。

賦課金って何?

施設の維持管理と運営費に充てるため、農地の面積に応じて、 耕作の有無に関わらず、組合員の皆様に負担いただいている ものです。



農地を売った(買った)ら、何か手続きが必要なの?

当改良区へ、双方による【組合員資格得喪通知】の届け出が必要です。



<mark>圃場整備中ですが、すでに田んぼは新しい所にな</mark>っています。この場合はどうなりますか?

圃場整備が完了して登記が終了するまでは、土地台帳がかわりませんので、今まで通りとなります。圃場整備および登記が完了した旨の通知が市から当改良区へ届いたら土地台帳が変更になります。



水路にゴミが詰まって流れにくくなっています。 除いてもらえませんか?

道前平野土地改良区は、幹線水路とその関連施設等を維持管理しています。当改良区の管理水路の場合は対応できますが、地元の改良区が管理している水路の場合は対応できませんので、地元の改良区にもご相談ください







窓河川ダム管理所 見学のご案内

農業用水への理解や関心を深めていただけるよう、志河川ダム・発電所の見学案内を行っています!



【研修時間】1 時間程度

 $(9:00\sim17:00)$

【受付人数】1 団体 20 名程度まで

【担 当】業務課 担当:西

コロナ流行のためこの数年、児童・生徒さんへの体験学習や西条文化祭での 展示などがなかなか行えておりません。感染症対策を取りながら少しずつで も行えたらと考えております。

より多くの方々に、土地改良区の仕事や水源・水路の維持管理の大切さなど を理解していただき、これからの農業や自然環境などを考えていただけるよ う努力してまいります。



道前平野土地改良区からの送付物は、必ず中身を確認してください

改良区からの送付物は、組合員の皆様への大切なお願いやお知らせです。

該当しない場合もありますが、念のため、中身の確認をお願いします。

未納金があることに気づいていない方がいらっしゃいます。

お支払されていても不足が発生していたり、支払いをうっかり忘れていたり、思い違いをして 未納金が残っていたりすることがあります。

今一度ご確認をお願いします。

道前平野土地改良区事務所案内図



当改良区事務所は、JA 周桑本所の西側に位置します。

道前平野土地改良区広報 No.10

発 行 令和4年11月

発行所 道前平野土地改良区

〒791-0508

愛媛県西条市丹原町池田 1718-2

TEL 0898-68-7673

FAX 0898-68-3712

HP http://www.dozenheiya.jp

E-mail info@dozenheiya.jp